

かわまた隆の活動報告

もっと咲け桜川市と市民自治

2024年9月 第13号



今号は、6月・9月の定例会の内容など、桜川市の課題を報告します。それにしても、暑い夏でした。我が国は亜熱帯に分類されるのでしょうか。気候変動に真剣に対処する、外部環境の変化を早くつかみ取り、先取りして政策をつくり直す。急がないと、今までも比較してきた、つくば市や筑西市など、周辺市に置いてきぼりにされそうに感じています。

農業振興地域の見直しに関心を持ってほしい

米の収穫が終わり、値段も収支が合う程度になったようで、農家の方はひとまず安心でしょうか。私も小さな米農家、有機無農薬栽培です。30%ほど値上げしました。

農業振興地域をご存じですか。1968年に「(改正)都市計画法」が制定され、区域区分(市街化区域、市街化調整区域の、いわゆる線引き)が行われます。これに対抗して1969年に「農業振興地域の整備に関する法律」ができ、農業振興地域が指定されます。**いずれも公共の福祉のために、土地の利用権を制約する制度です。**他方では、国土を建設省(現国土交通省)と農水省に分割して、自分たちの縄張りを決めたのです。縄張り争いをうまく利用した市町村もあれば、机上のプランを国・県の指示通りに住民に説明、計画し、今になって住民に負担をかけている市町村もあります。桜川市は後者でしょうか。

<農業振興地域とは>

来年3月までに決定しますが、すでに、県の整備方針で、大枠は決められています。面積は次のようになります。

- ① 指定予定地域、範囲 14,947ha(現況に同じ、市街化区域、大規模森林地を除く地域)
- ② 農用地面積 5,679ha(現況から△38haの減、現況とは、平成23年計画策定時です。)
- ③ 農用地利用計画面積 4,019ha(いわゆる**青地**です。農業上の利用地です。農地転用は不許可の農地です。)
・・ちなみに土地改良事業等の整備済農地は2,606haです。
- ④ ③以外の農地や住宅、林地などの土地 10,928ha(いわゆる**白地**です。)

<営農や農地転用上の区分は>

「農地法」では、農地は次のように区分されます。

- ① 第1種農地・・集团的(10ha超)、土地改良事業等の対象地。農地転用は原則不許可
 - ② 第2種農地・・10ha未満の小集団地。転用先用途の代替地がある場合は原則不許可
 - ③ 第3種農地・・市街地化傾向の著しい農地。農地転用は原則許可
- この他に市街化区域内農地がありますが、これは届出だけで農地転用ができます。

<農家、農業者からみでの課題は>

- ① まずは、自分の農地が**青地か、白地か**、確認しましょう。1/2000の地図で確認できます。農地転用を考えるならば、農地区分も確認してください。
- ② 現況が耕作放棄地でも**青地**はあり、農地転用が不可の場合があります。
- ③ 農地区分(農地転用の基準)は、耕作条件(土壌、形状、水利、日当たりなど)ではなく、集団性や市街地化の程度が重視されており、農地不足の時代(たとえば、陸田化など、50～60年前)が強く反映されています。
- ④ 大規模な専業農家は、(賃借)農地の交換分合での作業効率の向上が不可欠です。現在、「農業経営基盤強化促進法」による「地域計画」も並行して進められています。
- ⑤ 山すそ、谷戸地、耕作条件の悪い農地、長期の耕作放棄地などは、林地への回帰、太陽光発電施設などへの計画的集团的な転用が望まれます。市、地権者ともに管理負担の軽減が不可欠です。すでに、アシ、ススキなどが茂り、イノシシの隠れ地となり、冬は山火事の危険もあります。

<説明会、縦覧・意見書の提出を求めました>

9月の一般質問では、10月半ばからの、地域ごとの説明会、早期の縦覧・意見書の提出を求めましたが、役所間の調整が先で12月頃になりそうです。祖父母や親が「了解」とした農地の指定や区分でも、自分の農地は自らの責任。自分で確認し、意見を述べましょう。どこの世界でも、(所有)権利の上に眠る者を救う仕組みはありません。

クラセル桜川の誤請求=不正請求問題・・新任職員の誤認請求との公表はうそと判明

クラセル桜川の「ふるさと納税」についての誤請求2,976千円(私は不正請求と主張)に対して、6月議会の榎戸議員の質問に、市長は、「本人と私、話しました。誤請求してしまいました。申し訳ありません。その一点に尽きます。」と答弁しました。市は、事実関係も調査せず、本人が認めているから、全てはこの職員の責任だとして公表しました。

<ヤマザクラ課は5年3月31日に金額を知り起案し、その後、取り消していた>

榎戸議員の7月5日の「情報公開開示資料」の中で、総合戦略部ヤマザクラ課が、3月31日に金額2,976千円の文書2つを起案したことが判明しました。4月3日にクラセル桜川に赴任した職員が「請求漏れを発見、誤請求する」以前に、ヤマザクラ課が2,976千円の金額を知り、起案していた事実(その後、取り消したものの)は、「請求漏れ発見、誤請求」という、市の公表が全くの誤り(つくりごと)であり、一職員への責任のなすりつけ(「活動報告」12号)であることが確認されたのです。

<質問への回答は拒否です>

9月4日の一般質問で、次の点を聞きました。

- ① (いわゆる誤請求額と取り消し2文書の) 金額が一致するのはなぜか。
- ② (起案した支出命令票など取り消し2文書の) 金額の根拠となるクラセル桜川からの見積書、請求書はいつ受け付けたのか。
- ③ なぜ、起案しながら廃案としたのか。
- ④ 3月末にヤマザクラ課が知っていたのに、4月3日に赴任した職員が「請求漏れを発見した」というのは矛盾していないか。
- ⑤ この「誤請求」の件は、総合戦略部(ヤマザクラ課)とクラセル桜川で共有され、いわば共犯関係ともいえる計画的、組織的な「不正請求」と捉えるのが自然ではないか。

総合戦略部長の答弁は、2文書の存在は認めたものの、副市長を長とする「検討委員会」で調査中であり、答えられないというものです。都合が悪いのでしょうか。裏をかえせば、私たちの指摘が事実であることに答弁(反論)できないことを意味します。

※ 6月議会で、市民の方からの100条委員会の設置請願は否決。市の内部に副市長をトップとする「検討委員会」がつけられた。

<石川副市長に頭を下げさせるのは誰だ>

私は、調査中であっても、(委員会は7回開催)関係者が相互に一致している事実は、誤解のおそれがないので、その事実だけでも公表すべきと再質問をしました。副市長は、「私の処理能力の問題が多い」、「処理能力と慎重という私の性格」などと、自らの能力の問題で調査の一部も明らかにできないことを弁解しました。

副市長は、昨年4月、国土交通省から、桜川市の要請で出向してきました。桜川市自らがお願いしておきながら、議会という公の場で、「処理能力問題」と恥をかかせることを、なぜ市はするのか。恥ずかしくないのか。猛省すべきと思いますが。

「検討委員会」の報告はいつになるか、不明です。結局、うやむやにして、市民の皆さんが忘れ去ることを願っているのです。

<クラセル桜川、加波山市場は廃止の方向?>

9月13日の令和5年度決算認定において、総務委員会からは、「加波山市場事業のあり方について、十分な協議を行い、早急に方向性を示すよう強く要望します」との意見がつけられました。市長の肝いりでつくったものの、すでに2億円以上をつぎ込み、成果はわずかです。**廃止となれば、大塚市長や賛成してきた議員の責任は重大です。**注目していきましょう。

新庁舎建設は大幅な遅れ、設計見直しです

新庁舎建設工事は落札者がなく、その後、入札参加者から、設計金額で落札できなかった理由などをヒアリングしています。現在の段階で推測できることは、

- ① 建設予算は、昨年12月の「継続費」議決(総額64億円、8年度完成)の範囲内とする。
- ② 設計金額との間に大きな落差があり、大幅な設計変更が必要。具体的には、議会施設は、旧大和庁舎の一部(現在の東棟)を改修して使うなどでしょうか。
- ③ 再度の入札は年度末となるか(7年3月)。相当に遅れるでしょう。

この遠因は、岩瀬地区の複合施設(図書館、公民館)の設計業者に、「佐藤総合計画」と地元業者(Ahk設計室)を選定したことにありと推測します(「活動報告2号」)。その後、「佐藤総合計画」は、新庁舎の公募にも、県内2業者と組み参加し当選。契約金額は1億4300万円ですが、3割は県内業者分です。設計金額との落差が大きい工事は、電気・機械工事とのことで、県内業者に3割分が取られ、通常は数社の電気・機械工事業者からとるべき見積りが1社となり、設計金額が「甘い積算」になったのでしょうか。

工事の遅れによる費用の増加、新庁舎規模の縮小、市民の不便などの経営判断のミスは誰が負うべき責任なのでしょうか。

大塚市長から名誉棄損の通知書がきました

8月8日に大塚市長の代理人である「弁護士法人茨城の大地」所属の戸張順平弁護士等から、「活動報告12号」が名誉棄損に当たるとして、慰謝料60万円を求める通知がきました。10日間の履行期限を超えた場合は、桜川警察署に刑事告訴するそうで、9月4日の一般質問では、大塚市長は桜川警察署に出向いたと答弁(暴言中の発言で、議事録では削除)。

ある議員の<議員だより>から

ある議員が一般質問で、「行政開示文書の複写代」を質問しています。この議員の「議員だより」で、「開示請求者の中には、同じ文書を3回も請求した議員がいました。」とあります。開示請求者の名前は秘密厳守。一般職の公務員は地方公務員法で守秘義務があります。誰から聞いたのかな。地方公務員法の適用除外は大塚市長など、わずかな方しかいません。

詳細はHPでご覧ください

9月4日の一般質問の説明資料、名誉棄損の通知書を掲載しています。

〒309-1231 桜川市本木1448 川股 隆
E-mail: kawamata27takashi@gmail.com
電話: 0296-58-7034
H P: kawamata-takashi.sakuraweb.com



かわまた隆
公式サイト



※このチラシは再生紙を使用しています